

造林・保育作業に従事する人材の登録制度実施要領

（目的）

第1条 この要領は、造林・保育作業に従事する人材（以下「造林・保育人材」）の登録に必要な事項を定めるとともに、造林・保育作業を安心・安全に行うための支援を行うことにより、森林経営管理法に基づく保育作業の担い手の安定的な確保を図り、林業の持続的発展及び森林の多面的機能の発揮に資することを目的とする。

（登録の対象）

第2条 本制度の登録の対象となる人材とは、自己又は他人の保有する森林において、造林・保育作業を行っている者及び行おうとする者であり、会社、団体、個人等の会社形態は問わないものとする。ただし、意欲と能力のある林業経営者（「森林経営管理法」に基づき登録された者）及び認定林業事業体（「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき認定を受けた者）は除く。

（登録の申請）

第3条 登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、登録申請書（様式第1号）を愛媛県森林管理支援センター長（以下「センター長」という。）に提出するものとする。

（登録の実施）

第4条 センター長は、第3条による申請があった場合は、当該申請書の内容を審査し、その内容が適当と認められるときは、造林・保育人材として登録するものとする。
2 センター長は、前項による登録をしたときは、遅滞なく、登録通知書（様式第2号）により登録申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

第5条 造林・保育人材は、登録内容に変更があった場合は、遅滞なく、登録内容変更届出書（様式第3号）によりセンター長に届け出るものとする。

（造林・保育人材情報の公表と通知）

第6条 センター長は、造林・保育人材の情報のうち次に掲げる事項を、愛媛の森林基金の公式ホームページ等において公表するとともに、市町、意欲と能力のある林業経営者及び認定林業事業体に通知するものとする。

- (1) 商号又は名称、所在地、連絡先
- (2) 実施可能な作業
- (3) 社会保険等加入状況
- (4) 事業活動区域（市町名）
- (5) 登録年月日
- (6) 登録情報の変更年月日

（登録の取消）

第7条 センター長は、造林・保育人材が次に掲げる事項のうちいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 造林・保育人材が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合
- (2) 造林・保育人材が認定林業事業体の認定及び意欲と能力のある林業経営者の登録を受けた場合
- (3) 造林・保育人材から登録取消申請書（様式第4号）の提出があった場合
- (4) その他、登録又は森林施業に関し不正若しくは不誠実な行為をし、造林・保育人材として不適当であると認められるとき

2 センター長は、前項に基づく登録の取消をしたときは、遅滞なく、愛媛の森林基金の公式ホームページ等において、公表するものとする。

（登録者への支援）

第8条 第4条の登録を受けた造林・保育人材は、次に掲げる支援を受けることができるものとする。

- (1) 造林・保育作業の適切かつ円滑な実施に繋がる情報の提供による支援
- (2) 別添「造林・保育作業に従事する人材に対する支援」に規定する支援
- (3) その他、造林・保育作業を行うために必要な支援

（登録者の技術向上）

第9条 造林・保育人材の技術向上に協力しようとする者は、登録申請書（様式第5号）をセンター長に提出するものとする。センター長は、当該申請書の内容を審査し、その内容が適当と認められるときは、造林・保育人材の技術向上協力者として登録するものとする。

2 前項の登録を受けた者は、別添「造林・保育作業に従事する人材の技術向上のための支援」に規定する支援を受けることができる。

附則

この要領は、令和6年6月26日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

公益財団法人愛媛の森林基金

愛媛県森林管理支援センター長 様

造林・保育作業に従事する人材の登録申請書

造林・保育作業に従事する人材として登録したいので、造林・保育作業に従事する人材の登録制度実施要領第 3 条の規定に基づき申請します。

記

商号又は 名 称	(ﾌﾘｶﾞﾅ)
創業年月日 又は生年月日	年 月 日
所 在 地	〒
電話番号	
E-mail	

① 造林・保育作業に従事する作業員の数及び年間実施面積
作業員数：_____人 造林面積：_____ha/年 保育面積：_____ha/年

② 実施可能な作業（該当する□に✓をご記入ください。複数可）
☐下刈 ☐植栽 ☐保育間伐 ☐作業道開設 ☐搬出間伐 ☐測量図の作成
☐測量（使用機器：_____）

③ 社会保険等加入状況（該当する□に✓をご記入ください。複数可）
☐健康保険 ☐厚生年金保険 ☐雇用保険 ☐労災保険 ☐賠償責任保険

④ 事業活動区域（該当する□に✓をご記入ください。複数可）
☐四国中央市 ☐新居浜市 ☐西条市 ☐今治市 ☐松山市 ☐伊予市
☐東温市 ☐砥部町 ☐久万高原町 ☐大洲市 ☐内子町 ☐八幡浜市
☐西予市 ☐伊方町 ☐宇和島市 ☐鬼北町 ☐松野町 ☐愛南町

⑤ 登録内容の公表・通知に関する同意（同意する場合には、□に✓をご記入ください。）
☐私は、造林・保育作業に従事する人材の登録制度実施要領第 6 条に同意の上、登録申請いたします。なお、連絡先は（☐電話番号 ☐E-mail）を公表してください。

年 月 日

様

公益財団法人愛媛の森林基金
愛媛県森林管理支援センター

造林・保育作業に従事する人材の登録通知書

年 月 日付けで申請のあった造林・保育作業に従事する人材の登録について、造林・保育作業に従事する人材の登録制度実施要領第 4 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり登録を行ったので通知します。

なお、下記の登録内容は愛媛の森林基金公式ホームページにおいて公表します。

記

商号又は 名 称	ﾌﾘｶﾞﾅ
所 在 地	〒
連 絡 先	
実施可能な 作 業	
社会保険等 加入状況	
事業活動 区 域	

年 月 日

公益財団法人愛媛の森林基金
愛媛県森林管理支援センター長 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

造林・保育作業に従事する人材の登録内容変更届出書

このことについて、次のとおり変更しましたので、造林・保育作業に従事する人材の登録
制度実施要領第 5 条の規定に基づき届け出ます。

記

商号又は 名 称	(フリガナ)
創業年月日 又は生年月日	年 月 日
所 在 地	〒
電話番号	
E-mail	
実施可能な 作 業	☐ 下刈 ☐ 植栽 ☐ 保育間伐 ☐ 作業道開設 ☐ 搬出間伐 ☐ 測量図の作成 ☐ 測量（使用機器： ）
社会保険等加 入状況	☐ 健康保険 ☐ 厚生年金保険 ☐ 雇用保険 ☐ 労災保険 ☐ 賠償責任保険
事業活動 区 域	☐ 四国中央市 ☐ 新居浜市 ☐ 西条市 ☐ 今治市 ☐ 松山市 ☐ 伊予市 ☐ 東温市 ☐ 砥部町 ☐ 久万高原町 ☐ 大洲市 ☐ 内子町 ☐ 八幡浜市 ☐ 西予市 ☐ 伊方町 ☐ 宇和島市 ☐ 鬼北町 ☐ 松野町 ☐ 愛南町

※ 変更のあった項目のみ記載すること。

様式第4号

年 月 日

公益財団法人愛媛の森林基金
愛媛県森林管理支援センター長 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

造林・保育作業に従事する人材の登録取消申請書

このことについて、造林・保育作業に従事する人材の登録制度実施要領第7条第2項の規定に基づき登録を取消したいので申請します。

記

1 取消の理由

公益財団法人愛媛の森林基金
愛媛県森林管理支援センター長 様

造林・保育作業に従事する人材の技術向上協力者登録申請書

造林・保育作業に従事する人材の技術向上協力者として登録したいので、造林・保育作業に従事する人材の登録制度実施要領第 9 条の規定に基づき申請します。

記

1. 林業事業体情報

商号又は 名 称	(ﾌﾘｶﾞﾅ)
所 在 地	〒
電話番号	
E-mail	
昨年度の 作業実績	植 栽：_____ha 下 刈 り：_____ha 除 伐：_____ha 切捨間伐：_____ha 搬出間伐：_____ha 主 伐：_____ha

2. 技術向上協力体制

指導可能な作業	☐ 造林（植栽） ☐ 保育（下刈り、除伐、切捨間伐） ☐ 素材生産（搬出間伐、主伐）
技術指導員の氏名	・ (林業実務経験年数 年)

※ 公共事業の森林整備を実施した実績を示す根拠書類を添付すること。